

(仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対する  
市民意見公募手続の結果について

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱第10条に基づき、意見公募手続結果を公表します。

1 実施期間

平成29年9月8日(金)から平成29年9月28日(木)まで(20日間)

2 実施結果

(1)意見数 16人から115件

(2)意見の概要と市の考え方

別紙のとおり。

なお、寄せられた意見については、次のとおり分類し、公表する。

・「意見を反映する」	4件
・「意見を参考とする」	65件
・「すでに盛り込み済み」	7件
・「その他」	27件
・「今回の意見公募の対象としていないもの」	12件

3 実施結果の公表

市民意見公募手続の実施結果を市報12月号及び市ホームページに掲載するとともに、市役所(障害福祉政策担当)、市政情報センター、各地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、中央・北図書館において閲覧できるよう資料を設置します。

4 今後の予定

今回の市民意見公募手続の結果を踏まえ、平成29年12月議会に条例議案を提案予定。

以 上

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
全般			
1	「手話やろう者への理解」とあるが、ろう者がいるから手話があるので「ろう者や手話への理解」というように、手話とろう者の順番を入れ替えてほしい。	1	[その他] この条例では、基本理念のとおり、手話を言語を認めた上で、手話やそれを使用するろう者の理解を深めると整理していることから、原案通りとします。
(仮称)尼崎市手話言語条例を制定しようとする背景			
2	言語の定義として「文化を創造する上で不可欠なもの」というのが、具体的にどういうことを含んでいるのか分からない。言語には、思考・思索・意思の構築などの機能も含まれているので「意思の構築」という言葉を追加したほうがよいのではないかと。	1	[すでに盛り込み済み] 文化とは、学問・芸術・宗教・道徳など、主として精神的活動から生み出されたものであり、精神的活動を支えるものとして言語は欠かせないものであるということが含まれております。ご意見の意思の構築もこの表現の中に内包されているものと考えております。
3	条例を制定しようとする背景について、3行目から4行目にかけて、原文は「言語として認知され、それを使い、学び、伝える権利」とあるが、学んでから使うものだと考えるため、「それを学び、使い、伝える権利」とすべきではないかと。	1	[その他] この条例では、基本理念のとおり、手話を言語を認めた上で、手話やそれを使用するろう者の理解を深めると整理していることから、まずは、現在使用しているろう者がそれを使うことを始めに規定し、その後、学び、伝えるという順番としているため、原案通りとします。
4	手話言語条例を制定しようとする背景について、手話はろう者が使用する言語であり、音声言語とは異なる文法を有した言語であることを理解してもらおう意味でも「手話はろう者の言語であり、ろう者が作ったものである」ことを明記してはどうか。また、長年手話が言語として認められなかった理由も載せてはどうか。	1	[意見を参考とする] 背景では、これまでの経緯をできるだけ簡潔にまとめ、この条例を制定することの意義や目的などを記載しています。 ご意見いただきました詳細な経緯につきましては、手話やろう者に対する理解促進に向けた取組みの中で周知に努めさせていただきます。
5	条例を制定しようとする背景について、私は、学校での手話の禁止を聞いたことがなく、また、各地の手話グループの人々が手話の宣伝普及に注力していることから、そういう事実を少しでも伝えた方がよいと、9行目冒頭の前に、「そして、近年になり、テレビの手話ニュースや各所での手話講座などが登場してきましたが」と挿入するべきではないかと。	1	[意見を反映する] 背景では、これまでの経緯をできるだけ簡潔にまとめ、この条例を制定することの意義や目的などを記載しています。 ご意見いただきました詳細な経緯につきましては、手話やろう者に対する理解促進に向けた取組みの中で周知に努めさせていただきます。 なお、「学校での手話の使用禁止」は、かつてろう学校において、口話法習得の妨げとなることから手話が事実上禁止されてきた経緯を説明したのですが、一般の小中学校で禁止されていたような誤解を与える可能性があることから、ご意見を踏まえ、かつてろう学校で手話が事実上使用禁止されていた主旨がわかるような表現に修正します。
6	平時でも医療機関で十分なコミュニケーションが取れないことによって適切な治療が受けられないケースがある。災害時の情報保障を取り上げるのであれば、医療機関において不十分なコミュニケーションにより生存権の危機にあることも取り上げるべきだ。	1	[すでに盛り込み済み] 手話を使用しやすい環境の整備は十分とは言えない場面として教育現場や災害時の情報保障を例示で示しておりますが、そのほかの場面も想定されることから「など」と包含して記載しております。 なお、医療機関の受診については、意思疎通支援事業による手話通訳等の派遣を既に実施しているところですが、引き続き、情報保障が行えるよう理解と普及に努めてまいります。
7	手話と接する機会について、教育現場や災害時の緊急時だけでなく、日常生活においても手話やそれを言語とするものに対する理解が広がっていないことを改めて市民の皆さんに認知してもらいたいため、「通院等の情報保障」も追加してはどうか。	1	
8	手話を使用しやすい環境の整備が不十分な例として教育現場と災害時が挙げられているが、まだまだ未整備な場面が多くあるため、「さまざまな」場面において、というように「さまざまな」という言葉を追記したほうがよいのではないかと。	1	

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
9	市民に対し、手話が身近に感じられるように様々な媒体で啓発することにより、市民の生活の中に自然にあるものとして手話が普及し、偏見なく手話で様々な情報や知識が得られることが当たり前の社会になることが、私たちの望む社会である。	1	[すでに盛り込み済み] いただいたご意見は、背景において、この条例が目指す社会としております。
定義			
10	定義について、市民を定義した上で、事業者、ろう者、手話通訳者を定義している。いずれも市民に含まれると思うが、分ける必要があるのか。	1	[その他] 定義については、条例で使用する名詞で、特に明確に内容を説明しなければならないものを規定しています。事業者については、市民という個人ではなく、法人等の団体として定義をする必要があるため、規定しています。
11	定義で市民とろう者を分けており、「尼崎市内在住でろう者は市民ではない」と認識されているように感じるため、市民を「障害を持つ、持たないに関わらず市内に住所を有する者、市内に所在する学校・事業所などに通学・通勤する者」と訂正し、条文中では「聞こえる市民」としてはどうか。	1	また、ろう者や手話通訳者については、ご意見のとおり市民に含まれていますが、手話やろう者の理解を深める活動において、市民とは別に、特別な役割を担っていただく者として定義する必要があるため、別途規定しています。
基本理念			
12	コミュニケーションを必要最小限にとどめられていることにより、職場で昇進できないことや地域の町会などで役員になれないなど、いてもいなくてもよい状況に置かれていることが多い。「持てる能力を存分に発揮できる環境」を整備することも理念としてあげるべきだ。	1	[すでに盛り込み済み] いただいたご意見の主旨は、基本理念で示したろう者の自立した日常生活や地域における社会参加の機会の拡大、心豊かに共生することに含まれております。ご指摘の環境の整備もこの表現の中に内包されているものと考えております。
13	基本理念について、自立の定義は人により異なるため、「手話を用いての社会参加ができること」を明記してほしい。	1	[すでに盛り込み済み] いただいたご意見の主旨は、手話の普及を促進することにより、「ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加の機会を拡大すること」等ができる地域社会の実現を目指すことに含まれております。ご指摘の手話を用いての社会参加もこの表現の中に内包されているものと考えております。
市、市民及び事業者の責務			
14	市、市民及び事業者の責務について、市職員も市の定めた施策を推進、普及するために努力する責務があるにもかかわらず、市職員の責務について記載がないため、記載すべきではないか。また、事業者も市民同様「手話に対する理解」が必要ではないか。	1	[意見を反映する] この条例では、市職員の責務の「手話に対する理解」については、既に、市の構成員として、手話等の必要性を理解した上で条例を制定していること、個人として、市職員を市民と位置付け、手話等の理解の責務を規定していることから、原案のとおりとします。 また、事業者の責務の「手話に対する理解」については、従業員が市民に含まれているため、事業者の手話に対する理解を規定していませんでしたが、事業者としての理解を求めていくことも考えられるため、ご意見のとおり修正します。
15	市の責務について、手話を言語として認めることは、ろう者の社会参加を保障することであり、そのためには必ず情報保障が必要となるため、「ろう者の情報保障の確保」という項目も追加してほしい。	1	[その他] この条例は、手話が言語であることを認めた上で、手話とろう者への理解を促進すること等を基本理念としています。 そのため、この条例により、手話・ろう者への理解を深めるよう取り組んでいきますが、障害者に対する情報保障の確保は、手話を含めた障害者の障害の特性に応じた情報コミュニケーション支援について、当事者等と協議を行い、今後の支援体制等について検討することを予定しています。
16	市民の責務について、「手話に対する理解」とあるが、手話だけが普及し、ろう者に対する理解が進んでいない状況は避けなければならないため、「ろう者に対する理解」を追加してほしい。	1	[意見を反映する] 条例の主旨として、基本理念に手話やろう者への理解を促進することを規定しています。 また、市民の責務の「手話に対する理解」は、まずは、手話の理解と考え、ろう者に対する理解を規定していませんでしたが、他の規定において、「手話とろう者の理解」と規定しており、ご意見のとおり修正します。

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
施策の策定及び推進			
17	「手話やろう者を理解する機会の確保」で、市内の学校のカリキュラムで「手話について学ぶ」を盛り込むことや手話に関する市主催のイベントを開催するなど具体案を掲載してほしい。	1	[意見を参考とする] この条例は、基本的な理念を定めるものと整理しています。そのため、本文は、できるだけ簡潔に規定しています。 いただいたご意見を参考に、条例制定後の施策や事業を検討してまいります。
18	「手話を用いた情報発信など」で、災害時に手話で情報を取得できる環境を整備することを明記してほしい。	1	
19	「手話やろう者を理解する機会の確保」で、対象が市職員なのか、市職員が実施するのかが分かりにくい。	1	[意見を反映する] 「手話やろう者を理解する機会の確保」のは市民等、は市職員を対象に市長等が実施することを規定していますが、ご指摘を踏まえ、対象者が分かりやすくなるよう修正します。
20	「施策の策定と推進」について、障害者計画に施策を盛り込むと規定しているが、障害者計画は範囲が広く、深くまで書き込むことができず、薄まってしまう恐れがあるため、手話言語に限った計画を策定してほしい。	1	[その他] 本市では、「尼崎市障害者計画」において障害者施策を一元的に定め、その進捗管理についてはPDCAサイクルを活用し、毎年度、9つの基本施策ごとに評価等を行っています。 また、関係者の意見聴取については、新しい協議会を設置し、ろう者や手話通訳者、学識経験者、市民等から意見をお聴きする場を設け、手話に関する施策に関し、計画の外部評価を含め、評価を行っていくこととし、薄まることがないように努めてまいります。 なお、開催回数については、その場面で、最も適切かつ効果的な運営を行っていただけるよう、具体的な設定時期や回数は規定しませんが、評価結果については、毎年度、公表を行い、透明化に努めます。
21	「関係者の意見聴取」について、当事者なしで行政のみが勝手に進める形でなく、聴覚障害者の団体や手話サークル、手話通訳者、有権者、学識経験者が委員となり、意見聴取だけでなく施策の結果、効果を確認する協議会を設けるべきである。また、年4回開催するなど実施回数を明記してほしい。	5	
22	「施策の策定及び推進」について、手話の普及だけでなく、「聴覚障害を持つ者が、日常生活における言語として手話を獲得するための施策」も記載してほしい。また、自分の子どもが聴覚障害があると判明した保護者に対し、「手話を言語として学び、生活していく道もある」と示すことができる内容を盛り込んでほしい。	1	[その他] この条例は、手話が言語であることを認めた上で、手話とろう者への理解を促進すること等を基本理念としています。 そのため、この条例により、手話・ろう者への理解を深めるよう取り組んでいきますが、障害者に対する情報保障の確保は、手話を含めた障害者の障害の特性に応じた情報コミュニケーション支援について、当事者等と協議を行い、今後の支援体制等について検討することを予定しています。
23	「施策の策定及び推進」について、「ろう者の情報保障の確保」も加えてほしい。	1	
24	手話の普及方法として、パンフレットを公共施設に置いてほしい。また、市役所内のテレビに、手話に関連したDVDを流してほしい。	1	[意見を参考とする] ご意見のとおり、手話やろう者に対する理解、手話の普及を図るための施策は重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見を参考に、条例制定後の施策や事業を検討してまいります。
25	市民や小中学生、ろう児とその保護者、事業者、公共機関などに対し、いろいろな場所で、ろう者の理解や歴史などを含め、手話講座の開催や出前講座を設定してほしい。	6	
26	ろう者は、身近な地域の人との交流が健聴者より疎遠で、近隣とのかかわりを持つことが苦手な人が多いため、近隣に手話やろう者に理解があり助けてくれる人がいることは大きな安心につながる。近隣の人たちの働きかけにより、日常生活に最も近い人たちに手話やろう者への理解が広がるような施策を考えてほしい。	1	
27	市や学校、公民館などの図書館に手話コーナーを作り、手話の本を置いてほしい。	5	

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
28	手話の普及のため、全ての学校に手話クラブや指文字表の掲示、手話に関連したDVDを活用するなどした手話コーナーの設置、授業や講演会などの手話を学ぶ場の確保、ろう児やろう者との交流などによる手話を学ぶ場の確保を行ってほしい。 また、ろうあ運動の歴史やデフリンピックについて、教科として学ぶ場を設けてほしい。	7	[意見を参考とする] ご意見のとおり、手話やろう者に対する理解、手話の普及を図るための施策は重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
29	教育現場において、親を対象とした手話を学ぶ機会を確保してほしい。また、すべての教職員を対象とした手話を学ぶ機会を確保するなど、手話を獲得する教育環境を作ってほしい。	4	
30	家庭での教育と学校の連携を深め、手話に対する正しい知識や聞こえないことによる学習の躓きやすいところを把握し、よりよい学習サポートができる環境を作ってほしい。	1	
31	年齢が高くなると手話を覚えることが難しいと思う。小学校くらいから毎日少しでも学習するとよい。	1	
32	筆談では時間がかかり負担も大きく、ろう者には言葉や文字でのコミュニケーションが取り辛い。公的機関(市役所、警察、救急救命士や保育士、民生委員、国勢調査員など)や、聴覚障害者が頻繁に使用する病院、公共交通機関などの職員、店員が手話を学ぶ機会を作り、手話を覚え対応してほしい。または、手話通訳を設置してほしい。	8	[意見を参考とする] ご意見のとおり、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大の施策は重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見を参考に、条例制定後の施策や事業を検討してまいります。 なお、障害者に対する情報保障の確保は、手話を含めた障害者の障害の特性に応じた情報コミュニケーション支援について、当事者等と協議を行い、今後の支援体制等について検討することを予定しています。
33	市主催の講座やイベントなどで、ほとんど手話通訳者が設置されず、参加できないため、手話通訳者を設置してほしい。	3	
34	市民が先に情報を把握して障害者が時間をおいて情報を把握するのでは遅いため、市議会や市政放送などで、同時通訳や字幕を入れるなど、同時に把握できる環境をつくってほしい。	2	
35	市役所や公共施設等に字幕・手話通訳付きのテレビや文字点滅機を設置してほしい。	4	
36	手話を用いた情報発信については、市報に手話コーナーの掲載や市ホームページの手話動画の挿入を進めてほしい。 また、市政情報だけでなく、市内の緊急警報や事件なども手話による情報を発信してほしい。	6	

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
37	災害時の情報保障において、FAXやメール、手話動画による情報発信や、避難所・公的施設での手話通訳や掲示板、字幕・手話通訳付きテレビを配置してほしい。	6	[意見を参考とする] ご意見のとおり、災害時の手話等による情報保障の施策は重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見を参考に、条例制定後の施策や事業を検討してまいります。 なお、本市では、「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者(災害時要援護者)への対応について、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を策定し方向性を示しております。
38	災害時の情報保障として、公的機関(市役所・警察・消防・駅など)の人、一時避難所の管理人は、災害に関する手話の習得をしてほしい。	3	
39	消防署や警察署、小中学校等の公共の場で聴覚障害者との共助の土台作りのための防災講座を開催し、ろう者への援助方法や防災知識の習得、災害時に役立つ手話を講座などをしてほしい。	3	
40	避難訓練にも手話通訳を設け、警報や注意報などの防災サインの手話を広めてほしい。	1	
41	手話通訳者派遣について、ろう者の社会参加のために派遣の範囲を広げてほしい。また、ろう児への派遣を認めてほしい。	1	[その他] ご意見のとおり、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大の施策は重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、障害者に対する情報保障の確保は、手話を含めた障害者の障害の特性に応じた情報コミュニケーション支援について、当事者等と協議を行い、今後の支援体制等について検討することを予定しています。
42	病気や薬の説明があるときには、音声や口話、筆談からの誤った理解により、命にかかわる事態に陥ることがあるため、病院等の医療機関に、情報保障のための手話通訳者の設置や派遣の体制整備を行ってほしい。	1	[その他] 医療機関の受診については、意思疎通支援事業による手話通訳等の派遣を既に実施しているところですが、引き続き、情報保障への理解と普及に努めてまいります。
43	事業者の問合せ先に手話通訳が必要な場合の派遣申請窓口を設けてほしい。	1	[その他] 条例制定後、事業者に対しても手話の理解・啓発に努めてまいります。
44	尼崎市内の大きな病院内に情報保障として、手話通訳の設置や館内放送を表示する文字点滅機の設置、テレビの情報を通訳する手話の表示を行ってほしい。	3	
45	ベイコム番組で、内容を通訳する手話や字幕の表示を行ってほしい。	1	
46	公共交通機関などで情報保障をしてほしい。 また、公共交通機関、道路などの情報アクセスについて、外国語表示のように国際手話で記載してほしい。	1	
47	説明会や展示会などの手話通訳は、当事者から依頼するのではなく、事業者からの依頼で用意すべきである。	1	
48	通常の高齢者施設では、手話で交流できる環境ではない。手話で話せる仲間がいて、手話ができる職員のいる配慮のある施設がほしい。	2	

## (仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
その他			
49	市報の問合せ欄にFAX番号や手話通訳派遣要請方法を掲載してほしい。	3	[その他] 市報あまがさきにつきましては、障害のある人を対象とする記事の問合せ先には、必ずファックス番号を記載するようにしております。 しかし、紙面に限りがあるため、全ての問合せ先のFAX番号や手話通訳派遣の要請方法を掲載することは、現時点では困難な状況となっています。 いただいたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。
50	災害時にライフラインが止まっても情報が入ってこないため、FAXでの情報提供など、聴覚障害者に対して優先的に情報を得られるよう配慮してほしい。また、避難所でも障害者を優先した情報の提供をしてほしい。	3	[今回の意見公募の対象としていないもの] 本市では、「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者(災害時要援護者)への対応について、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を策定し、方向性を示しております。 なお、防災に係る聴覚障害者への情報の発信や情報の伝達手段といたしましては、市ホームページやSNSのほか、携帯電話のメール機能などを活用して受信や発信できる「尼崎市防災ネット」等をご利用ください。
51	聴覚障害者用の福祉避難所の設置をしてほしい。市の聴覚障害者センターを福祉避難所に指定してはどうか。	3	
52	災害時に関係機関と円滑に協力活動ができるよう、日頃から「災害時要援護者支援制度」の推進や安否確認方法の確認、サイレン・コミュニティFMなどの音声情報の可視化について、聴覚障害関係団体や通訳者団体、地域サークル等で緊急時対応について話し合うほか、行政・社会福祉協議会との交流や地域での支援体制の話し合いを行うべきではないか。	2	
53	緊急時のサイレンや放送が聞こえないため、目で見て分かるよう工夫してほしい。	3	
54	災害時の情報保障について、地域に住んでいる聴覚障害者を把握し、災害時に対応してほしい。	1	

## (仮称) 尼崎市手話言語条例(骨子素案)

### 1 (仮称) 尼崎市手話言語条例を制定しようとする背景

言語は、コミュニケーションの手段、知識の蓄え・伝達、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩と発展に重大な貢献を果たしてきました。そのため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使い、学び、伝える権利を保障していかなければなりません。

手話は、日本語などの音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って表現する視覚言語です。しかし、学校での手話の使用禁止、社会での手話の偏見などで、長年にわたって手話が言語として認められず、手話を言語とする者にとっては苦難の歴史がありました。

また、未だ社会において、手話と接する機会は少なく、教育現場、災害時の情報保障などの場面において、手話を使用しやすい環境の整備は十分とはいえ、手話やそれを言語とする者に対する理解も広がっていません。

一方、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられ、「障害者差別解消法」においては、すべての国民が障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりの実現を目標としており、手話への関心と理解を深めるため、積極的に取組を進めていかなければなりません。

このため、手話やろう者への理解、手話の普及に関して市民、事業者及び市の取組を円滑かつ継続的に進めていくために、各主体の責務を明らかにする、市の取組の根拠や姿勢をより一層明確にするため“条例の制定”が必要であると考えます。

すべての市民の意思疎通と情報取得を保障し、地域で支え合い、それぞれの言語を使って安心して暮らすことができるよう、お互いを尊重し、わかりあい、共に生きる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## 2 (仮称) 尼崎市手話言語条例(骨子素案)の概要

### (1) 定義

次の通りとします。

ア 市民

市内に住所を有する者、市内に所在する学校・事業所等に通学・通勤する者

イ 事業者

本市の区域内で事業を営む個人や法人その他団体

ウ ろう者

聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活や社会生活を営む者

エ 手話通訳者

手話通訳を行う者

オ 市職員

市長その他市の執行機関に属する職員

### (2) 基本理念

市民、事業者、市長など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。すべての主体それぞれがこの基本理念を共有してまちづくりを推進することを定めます。

ろう者の言語権( 1 )を認めた上で、手話やろう者への理解、手話の普及を促進することにより、

ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加の機会を拡大すること

すべての主体が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生すること

ができる地域社会の実現を目指します。

### (3) 市、市民及び事業者の責務

次の通りとします。

ア 市の責務

手話・ろう者の理解の促進や手話の普及のための必要な施策の推進

- イ 市民の責務
  - 手話に対する理解
  - 市が実施する手話の普及等に関する施策への協力
- ウ 事業者の責務
  - ろう者が利用しやすいサービスの提供
  - ろう者が働きやすい環境の整備
  - 市が実施する手話の普及等に関する施策への協力

#### (4) 施策の策定及び推進

次の通りとします。

- ア 手話やろう者を理解する機会の確保
  - ろう者や手話通訳者、市民等と協力して、市民や子ども等を対象とする手話やろう者に対する理解を深めるための機会の確保
  - 市職員が手話やろう者に対する理解の促進を目的とする研修の実施
- イ 手話を用いた情報発信等
  - 手話を用いた市政に関する情報の発信
- ウ 施策の策定と推進
  - 次の施策を「尼崎市障害者計画」( 2 )に定めることによる総合的かつ計画的な推進の実施
    - 手話やろう者に対する理解、手話の普及を図るための施策
    - 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
    - 手話通訳者の確保や養成のための施策
    - その他、市長が必要と認める事項
- エ 関係者の意見聴取
  - ウで定めた施策の推進の評価に当たってのろう者や手話通訳者、学識経験者、市民等に対する意見聴取

- 1： 自己言語の使用を主張する権利を「言語権」といいます。
- 2： 本市では、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画である尼崎市障害者計画において障害者施策を一元的に定め、進捗管理を一体的に確認する運用手法をとっており、評価・管理シートでPDCAサイクルを活用した評価等を毎年行っています。なお、手話やろう者の理解の促進、手話の普及に関する施策について、2(4)エのとおり、関係者からご意見をお聞きする場を設けます。

以上